

熊本県地域福祉基金運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、熊本県地域福祉基金条例（平成3年熊本県条例第34号）第6条の規定に基づき、熊本県地域福祉基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 基金は、地域福祉の向上を目的としたボランティア団体、NPO法人及び市町村社会福祉協議会等（以下「地域福祉活動団体」という。）の創意と工夫をこらした自主的な活動を支援、促進するとともに、モデル的に実施している事業で効果の高い事業を全県的に拡大する経費に充てるものとし、もって地域福祉の増進を図るものとする。

(事業の区分)

第3条 基金により実施する事業を、次のとおり区分する。

(1) 一般助成事業

- ① 地域福祉活動団体等が行う広域的で先導的な福祉活動のうち、地域福祉支援計画の推進に寄与する事業に対する助成
- ② 地域福祉の推進に係る事業のうち特に知事が認める事業に対する助成

(2) 県直営事業

- ① 地域福祉活動団体等の自主的な福祉活動を促進する事業
- ② 地域福祉の増進に係る事業のうち特に知事が認めるもの

(雑 則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年12月18日から施行する。

附 則

平成4年10月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成5年5月26日から施行し、改正後の地域福祉基金運営要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

2 改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、平成5年度において実施する一般助成事業（10月以降に実施する事業は、除く。）に関する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。